

Title	独占形成期における労資関係と労働組合運動（その一）：イギリス鉄鋼業を中心として
Sub Title	The industrial relations and the trade union movement in British iron and steel industries of the monopoly-formation period
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.10 (1968. 10) ,p.1007(1)- 1035(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19681001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19681001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占形成期における

労資関係と労働組合運動（その一）

——イギリス鉄鋼業を中心として——

飯 田 鼎

- 一、問題の所在
- 二、一九世紀末恐慌以後のイギリス鉄鋼業における労資関係
- 三、独占形成期における鉄鋼労働者の運動の特殊性

「ヨーロッパについては、古い資本主義が新しい資本主義によって終局的にとつてかわられた時期を、かなり正確に決定することができる——それはすなわち二〇世紀の初めである⁽¹⁾」。独占形成史の諸指標として、レーニンは一八七三年恐慌以後、一九世紀末恐慌をへて二〇世紀初頭の恐慌をあげ、その最後の段階において、資本主義は帝国主義に転化したことを強調していることはよく知られている⁽²⁾。新しい資本主義⁽²⁾ 独占資本主義の到来が、資本の集中・集積⁽³⁾の結果としておこつたとすれば、その対極としての賃労働の蓄積もまた、ほぼ同様な現象がみられたことはいうまでもない。すなわち、「併合という暴

独占形成期における労資関係と労働組合運動（その一）

力的な方法によって行われるにせよ、株式会社という円滑な融合の方法によっておこなわれるかにかかわりなく、この資本の集中の傾向が、今日ではかつてみないほど強大であるところの段階⁽⁴⁾「生産手段と労働にたいする指揮の集積⁽⁵⁾」を意味し、資本の有機的構成の高度化の内容にわたる質的变化の側面が含意されているところの資本の集積が支配的な現象となるところでは、資本による購買の対象としての労働および労働力自体の構造にもある種のいちじるしい変化をよびおこさずにはいられない。もちろんそれは、資本の運動の結果としてあらわれ、もしくは資本の運動と対応してあらわれるところのものであって、賃労働の法則というものが、それ自体、資本の法則から全く独立して存在するものではなく、従って、賃労働の理論というものは、資本の運動との関連のもとでのみ、もっとも正しく把握されるところのものである⁽⁶⁾。

それではこのような新しい段階において、賃労働の構造にはどのような変化があらわれるかが問題である。労働力構造の変化、賃労働の形態の変動は、まさしく資本の集中・集積の深化と相対応してあらわれるのであるが、それは現象的には、労資関係の変化としてあらわれることが一応考えられる。労資関係とはこの場合、労働力を提供し販売するところの労働者階級と、これを購入するところの資本家階級との、一方における労働力の売買をめぐる取引関係、すなわち労働市場関係と、他方これと裏腹の関係において、労資間の対抗関係を包摂する⁽⁷⁾。

そしてこのような労資関係の変化と労働力構造の変化および賃労働の形態変化を象徴するものこそ、労働者階級の組織形態の変化であって、いわゆる一般組合および産業別組合の結成が、独占段階に至って一般化したという事実は、独占資本主義段階に至って必然化する何らかの諸条件が、これを可能にしたからにはかならない。ここではそのような意味においても、最も典型的な独占資本主義成立期における鉄鋼業における労資関係および労働運動について考察することとする。

(1) レーニン「帝国主義」、宇高基輔訳(岩波文庫)三五頁。

(2) 上掲書三七頁。

(3) 入江節次郎「帝国主義論序説」一九六七年(ミネルヴァ書房)。入江氏は、この書において「資本の集積・集中」の範疇の定立におけるレ

ニンの意義をマルクス「資本論」におけるそれと対比し、レーニンの「独占資本」とマルクスの「資本独占」の概念にふれつつ、強調しているのはまことに示唆的といふべきであろう。

(4) マルクス「資本論」(長谷部訳第一部下、青木版)九七四頁。

(5) 前掲、九七二頁。

(6) いわゆる「賃労働の理論」については隅谷三喜男教授の理論構成が有名であるが(「労働経済論」日本評論社)、筆者はこれに批判的である。くわしくは、「社会政策研究と労働経済論——隅谷三喜男、氏原正治郎両教授の批判」(三田学会雑誌第五九巻第八号)参照。なお、この問題については、荒又重雄「賃労働の理論」(一九六八年、亜紀書房)が示唆的である。

(7) 藤林敬三「労使関係と労使協議制」一九六三年、ダイヤモンド社、参照。

二

イギリスにおける独占資本の成立を考へる場合、一八七三年恐慌の意義と役割が強調されるのが普通である。この不況を契機とする独占形成の進展によって、鉄鋼・繊維の二大産業を中心として、製粉、醸造、化学、皮革、ガラス、陶器、製紙、機械などの諸工業に資本の集積・集中がはじまり⁽²⁾、独占資本の確立が顕著な傾向としてあらわれたの⁽³⁾にたいし、国際的にはまさにこの時期に、イギリスの工業的独占の崩壊がはじまったという事実こそ注目されなければならない。イギリス国内における独占の形成が、国際的にはその工業的独占の終焉と時を同じくしていたという事実は、労働者階級の運動と労資関係にたいしても重要な意義を担うものであり、この国内ならびに国外の両側面において、いわば基軸的な役割を演じたのは鉄工業⁽⁴⁾と綿工業であり、ここでの資本・賃労働関係が、この時期にどのような態様を示したかがまず問題となろう。その意味は、鉄鋼業と綿業とは、ともに輸出に強く依存している産業であり、海外との競争条件の激化が、一八七三年恐慌以来、とみにいちじるしくなり、この競争に耐え抜き、生き延びるために、合理化が強行され、企業の合同運動が促進される過程で、資本の側からする労働組合への圧迫が強化されざるをえなかったからである。以上のような視点から、イギリス鉄

鋼業における資本・賃労働関係Ⅱ労資関係について注目しよう。

(1) 「事実われわれは、恐慌のおこるはずであった時期、つまり一八七七年か一八七八年には完全な恐慌を経験しはしなかった。だがわれわれは、一八七六年このかた、いっさいの支配的な工業部門が慢性的な停滞状態におちいつているなかで過している。完全な崩壊もやってこないし、またわれわれが恐慌の前後に当然もつ権利があると信じていた、待望ひさしい好況期もやってこないのだ。非常にひどい沈滞、あらゆる事業にたいするあらゆる市場の慢性的過剰、これこそわれわれが、ほぼ一〇年このかた経験してきた状態である。その原因はなにであろうか？ …… イギリスがほぼ一世紀にわたってにぎって来た工業独占が、いまではとりかえしのつかないほどに打ちやぶられていることである」(F. エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』の一八九二年ドイツ語版への序言、Marx/Engels, Werke, Bd. 2, S. 616. 邦訳(大月版)六七五頁)。

モリス・ドップもつぎのようにのべている。「一八七三年にはじまり、一八八〇年と一八八八年のわか景気によって中断されたが、九〇年代の中頃までもつづいた不況があったが、それは大不況として知られており、そしてそれは、資本主義の二つの段階をわかつ分水嶺となる、と考えられてきた。すなわち、まえの段階は、活気のある、繁栄した、大胆な楽観主義にがやいた資本主義であり、あとの段階は、いっそう不安げな、ためらいがち、そしてあるひとがいうように、すでに老衰と荒廃の影をやどした資本主義である。…… 少くともイギリス資本主義についていえば、どの徴候から考えても、一九世紀の第四・四半期には、経済情勢にまったく基本的な変化がおこっていたことがわかるのである」(M. ドップ『資本主義発展の研究』Ⅱ、京大近代史研究会訳、岩波現代叢書、一二四頁)。

(2) 入江節次郎「独占資本イギリスへの道——現代への序曲、ミネルヴァ書房、一九六二年、二一〇頁)。

(3) 「イギリスの工業的独占は、軽工業では一八四七年恐慌のあとで、重工業では一八六六年恐慌のあとでぐらつきはじめ、七〇年代にはくずれさってしまった。…… 工業的独占の挫折によつてはじめて、イギリスは、世界恐慌と世界盛況の展開におけるその決定的役割をうしなつたのであった。一八七三年恐慌の時期やその多くのきわめて重要な特殊性をきめたものは、もはやイギリスではなく、アメリカとドイツであった。…… イギリスがこの独占をうしなつたとき、アメリカはそれを獲得しなかつたし、また獲得することもできなかったからである。一国による工業的独占の時代はふたたびかえるよしもなく永久に去ってしまったのである。そしていくつかの大工業国の共存と激烈な競争の時代がやってきた」(エリ・ア・メンデルソン「恐慌の理論と歴史」、飯田貫一、平館利雄、山本正美、平田重明訳、第一分冊(青木書店)、二二一—二二二頁)。

(4) 「一八七五年、イギリスは、まだ鉄鉄の世界生産四七パーセントを、そして鉄鋼生産のほとんど四〇パーセントをしめていた。…… しかし一八九六年、世界生産においてイギリスの占める割合は、鉄鉄では二九パーセントに、そして鉄鋼生産の二二・五パーセントにおちた」(J. C. Carr and W. Taplin, History of the British Steel Industry, Oxford, 1962, p. 164.)

一八六〇年代から九〇年代というまさに独占形成期におけるイギリス鉄鋼業の労資関係の特徴づけるものは、「調停および仲裁委員会」(Board of Conciliation and Arbitration) と呼ばれる機関の制度としての確立であろう。実際にはこの制度は、

一八七一年の労働組合法成立のはるか以前、一八五〇年代にさかのぼることができるのであって、ウイア地区(Wear)の造船業とマックレスフィールド(Macclesfield)の絹織物業において先駆的な形態としてはじめられ、やがて他の産業にも及び、一八六〇年代、ノッティンガムのメリヤス業において一般的に知られるに至つた。A. J. マンデラ(A. J. Mundella)による「委員会」の建設は、労資間の最大の難問であるストライキとロック・アウトを未然に防止しようとする資本家的意図が、人道主義と結びつくことによつて、労資協調の実をあげようとしたのであって、とくに労働組合法の法認以前の段階において、事実上(de facto)、労働組合を労資関係における一方の側、資本にとつては取引の相手として認めざるをえなくなつたという現実が、このような政策となつてあらわれたのである。

かくして、一八六七年から七五年頃の間、無数の「委員会」が設立され、資本家代表と労働者代表とが、『対等の立場』で、労働条件について話し合う慣行が樹立されたのである。⁽²⁾これが、労働者階級にやや有利に作用したことも少くなく、一八六四年にはウォルバーハムトン(Wolverhampton)の建築業では、リュパート・ケットル(Rupert Kettle)の主宰する労資の合同委員会が結成され、そのほかノーサンバーランドでは、労働者が雇主とテーブルを囲んで話し合うこともあり、ダーラムシアにおいても調停および仲裁委員会がつくられ、七五、〇〇〇人の労働者が、「委員会」の決定に信頼をおき、ヨークシアにおいては四〇、〇〇〇人の人々が同様な立場にあつたといわれる。⁽³⁾一八六九年以来、このような合同委員会が労資関係の決定において重要な役割を演ずるようになり、労働組合の法認への途が開かれるのであるが、しかしこのような労資の協議機関は、結局のところ、労資協調の手段でしかありえず、資本の労務管理政策につながるものである限り、労資協定制の理論が、賃金は利潤に従つて変動し、市場価格の変動の作用をもうけるという前提に立たざるをえなかつたのは当然である。従つて、国際的競争のもつともはげしい鉄鋼業と炭鉱業において、労資協定制がもつともよくうけ入れられたのは決

して偶然ではありえない。これはやがてスライディング・スケール政策とも結びつくのであるが、例えばダーリントンの資本家デイヴィッド・デイル (David Dale) は、製鉄工組合の指導者ジョン・ケイン⁽⁴⁾ (John Kane) を説得し、イングランド北部の鉄鋼業に、「委員会」を設立するよう提案し、その承認をうることによって、来る二〇年間に、六〇件近い「賃金決定」の成果をもたらしたのである。⁽⁵⁾ もちろん、これにたいしては、他の労働運動指導者からはげしい反対もみられ、とくにかつてのオーエン主義者ロイド・ジョーンズ (Lloyd Jones) が、最低賃金制度要求の立場からはげしい抗議を発したのであった。⁽⁶⁾

(1) 「」の確信は、少くとも一八五〇年代にさかのぼるのであって、その当時、委員会が、ウィア地区の造船およびマックレスフィールドの絹織物業において建設された。しかしながら、その地方の目にとまり、且つ多くの他の地方のモデルとなることになった委員会は、ノッティンガムのメリヤス業においては一八六〇年に建設された。その職業についての歴史家であるウィリアム・フェルキン (William Felkin) は、長い間、委員会を唱道しつづけた。イタリアの亡命者の父とウェールズ系の母の息子として生まれた A. J. マンデラは、ヒューマンな想像力に富む雇主であり、雇員と被雇員者の会合を召集するの指導権を握り、五時間にわたるはげしい議論のうちに、委員会を設立することによって、しつこい争議に終符をもたらしたのである。それは、これまで、その争議を悩ませていたストライキやロック・アウトの連続に、終符をうけることが明らかとなった (E. H. Phelps Brown, *The Growth of British Industrial Relations, A Study from the Standpoint of 1906-14*, 1959, London (Macmillan), p. 126)。なお、この問題については比較的くわしい記述は、Webb, *History of Trade Unionism*, 1920, pp. 338-9. および John Clapham, *An Economic History of Modern Britain, Free Trade and Steel, 1850-1886*, 1963, Cambridge, pp. 173-178. を参照。また資料的なものとしては、G. D. H. Cole and A. W. Filson, *British Working Class, Select Documents, 1789-1875* が興味深い。

(2) Webb, *ibid.*, p. 337.

(3) *Ibid.*, p. 338.

(4) *Ibid.*, pp. 339-340.

(5) 製鉄工組合の運動家としてのジョン・ケインの生涯について、ウェット夫妻は、つぎのようなスケッチを与えている。「ジョン・ケインは、一八一九年に、ノーサンバーランドのアーンウィック (Airedale) で生まれた。七歳のときに仕事に出て、一五歳の時までのいろいろな方面の仕事についた。そして同じくその年に、ニューキャッスル・オン・タインへ移り、そこでゲーツヘッドの鉄工所、ホーク社に入った。ここで、チャーターティストやその他の進歩的な運動に加わり、一八四二年に、その製鉄業の組合を結成しようとしたが、失敗に終わった。一八六三年まで永続的

な組合というものはつくられなかった。そして一八六八年に、合同製鉄労働者組合が全国的な基盤で形成されたとき、ジョン・ケインは、常任書記となり、一八七六年三月、その死に至るまで、その地位をしめたのである (Webb, *ibid.*, p. 240)。この短い記述のなかに、われわれは鉄工組合の組織上の困難とまたその結果としてともなうところの彼の悲劇性をみる事ができよう。

(6) Webb, *ibid.*, pp. 340-341.

しかしそれにもかかわらず、鉄鋼業において、そのような労資協議制が機構的に確立し、労資協調の思想が根強くなっていった必然的な背景を理解するためには独占資本成立の中核としての鉄鋼業における生産資本⁽¹⁾の存在形態を基準としなければならぬ。生産資本の存在形態と独占資本の成立との関係については、前者が、生産の集積の結果として、異なった種類の生産諸工程の結合という形態から、大規模な縦断的結合へ、すなわちいわゆるカルテル・トラストの段階からコンツェルンにまで発展していき、このような大規模な縦断的統合が、重機械工業と鉄鋼業とを統轄した意味での重工業の頂点に位置するような程度に至ることをもって、独占資本が生成したとみなすことが、一応許されるであろう。⁽²⁾

そして一八九〇年代に、イギリス鉄鋼業は、まさにそのような段階に到達し、これに対抗するものとしての労働組合運動も転機に直面したのであった。このように鉄鋼業のもつ独占資本としての性格として、労資協調的な政策が支配していたとしても、そこに鉄鋼業に特殊な労働運動の類型を見出すことができるのではなからうか。これについて考察するならば、おそらく産業革命期における鉄工業の存在形態、賃労働および労働者組織の問題にさかのぼらなければならぬであろう。

初期の鉄工の組織は、機械工 (engineers) 水車大工 (millwrights) —— 工場の機械をとりつける労働者、刃物工 (cutlers) の間には、クラフト・ユニオンが恒常的に存在していたにもかかわらず、断続的にしか存在せず、たとえば炉前工 (blastfurnacemen) や煉鉄工 (puddler) も、一八六〇年以前には永続的な組織をもたず、その歴史を一八〇九年にさかのぼりうる鑄鉄工組合 (ironfounders' society) や鋳型工 (moulders) に限定されていたことが注目される。⁽³⁾ 一八五一年に結成をみた機械工組合の場合のように、製鉄工の全国的な職能別組合が存在しえず、のちにみるように、しばらくの間、地方的な熟練労働者

独占形成期における労資関係と労働組合運動 (その一)

の組織としてとどまったという事実は、一体何に由来するのであろうか。⁽⁴⁾

鉄鋼業の繁栄は、いうまでもなく一八五〇年代のイギリス資本主義の相対的安定のはじまり、そしてこれにともなう鉄道建設、機械金属工業の発展によって支えられていたが、それと同時に、南北戦争の結末などによって大打撃をうけなければならなかったのである。従って、景気の不安定な一八六〇年代においては、リーズ、スタフォードシアおよびノース・スタフォードシア一带には、ストライキやロック・アウトがつづき、一八六五年には、リヴァプールのマースイ鉄鋼会社のような大工場においても大規模なストライキが勃発した。ミッドルボロー地区の全部に及んだところの北東海岸地帯のこのストライキは、六ヶ月にも及ぼうとした。⁽⁶⁾ 鉄の生産と輸出が、増大する生産能力を伴わず、同時に安価な銑鉄と鉄棒の時期が、あたかも食糧価格の高騰をはじめとする全般的な物価高の時代となったため、生計費が高まり、雇主は賃金きり下げをもってこれに対処しようとし、ここに当然はげしいストライキの波がおしよせるに至ったのである。しかし一方において、賃金きり下げに反対して、大規模なストライキが敢行される大企業とは対照的に、この時期、すなわち、一八六六―七〇年の時期には、マンチェスターやシェフィールド、とくにシェフィールドにおいては、小資本をもって事業を営み、みずからも働く刃物師が多く、従って労働組合にたいする偏見と反撥が根強かった。このような小経営者にたいして、六〇もの小規模な地域的な労働組合が、鉄鋼業のさまざまな職種、すなわち炉前工、鑄鉄工、鑄型工、煉鉄工、製鉄工、圧延工などの間に存在し、同時にこれに関連するところの刃物業およびその他の完成品製造の職種にも組合が存在することによって、非組合員の雇用を権利として主張する雇主と、これにはげしく抵抗する労働者との間に、暴力行為をさえともなうところの争議が、大企業中心の労働運動とは到底比較ならぬほどの陰惨な形をとって勃発せざるをえなかったのである。⁽⁷⁾

(1) ここでいう「生産資本」という概念は、個別的労働力商品が、他の労働力商品と結合されて結合労働力とされ、生産手段と結合された場合に生ずる資本の形態をいう(荒又、前掲書、五六一―五七頁)。

(2) これについては、入江節次郎「イギリス重工業の独占資本の構造的な特徴——独占資本の生成期における——」(同志社大学人文科学研究所紀要第八号——一九六四・六月——所収)を参照。

(3) H. J. Fyfe, *The Foundry Workers, A Trade Union History*, 1959, Manchester, p. 16ff.

(4) 製鉄工の組織化が異常におくれた原因としては、いろいろなことがあげられるであろう。まず第一に、一八世紀の偉大な製鉄業者のひとりであったアイザック・ウィルキンソン(Isaac Wilkinson)の生涯が象徴するように、産業革命期には、小農民——製鉄工——熟練した技術者——製鉄所の経営者というような社会的な身分の上昇転化の可能性が、一九世紀初頭に至るまで、わずかではあっても存在し得たということ(Studdes in the Industrial Revolution, presented to T. S. Ashton, edited by L. S. Pressnell, 1960, London, p. 24ff. W. H. Chaloner, 'Isaac Wilkinson, Portfounder') またコートが、きわめて適切にのべているように、「ウィクトリア時代の労働者がもっていた動力や機械設備がなした支援の程度が誇張され易いことはいうまでもない。……大多数の労働者は機械化がそれほど進んでおらない所で働いていたわけである。他の大多数の工業の基礎となっている石炭業においては、数個の非常に巨大な企業と、かなりの大いさの多くの炭坑とがあった……。工業の種類によって、その条件が非常に異なっていたことは明らかである。また一工業の内部においても、部門によって異なっていた。イギリス王国の種々の地方においては、例えば南スタフォードシアのブラック・カントリーやバミンガムにおける如く、多くの工業が一九世紀末の四半期になってもまだ、ジョージ三世時代に通常あった以上になんらかの機械設備という形で労働者に資本を与えておらない地方があった (William-Henry Bassano Court, *A Concise Economic History of Britain from 1750 to Recent Times* (1954), Cambridge. W. コート「イギリス近代経済史——一七五〇年より現代まで」、矢口孝次郎監修、荒井政治、天川潤次郎訳、一六五七年、ミネルヴァ書房、二二四頁)。こうしたイギリス鉄工業のもつ特殊性が、鉄工をして小生産者意識のなかに閉じ込め、その地方的分散性と結びついて、階級意識の発展をにぶらせ、その組織の形成を阻害した要因となったと考えられる。だが、この点をもっとも印象的にのべているのは、モリス・ドップである。「家内制工業やマニユファクトリーの形態が、一九世紀の後半まで残存したことは、労働生活や産業労働者にたいして重要な影響をあたえたが、その影響の意義はほとんどまったく認識されていない。この意味は、一九世紀の第四・四半期にいたってはじめて、労働者階級が工場プロレタリアートという同質的な性格をもちはじめたということである。それまでは、大多数の労働者はその慣習や利害においても、雇用関係の性質や搾取の状況においても、初期の資本主義の特徴をとどめていた。永続的な組織を設けるとか、長期的な見通しの上に立って政策をたてるとかいった能力は、まだ発達していなかった。だから利害関係の視野は、階級というよりはむしろ、一産業部門とか、さらには一地方とかの範囲にかぎられがちであった。またみずからひとをやとう親方の身分になりたいという野心をもった職人や職工の個人主義的な伝統が残っていたので、階級意識の成立はもとよりのこと、労働組合主義の着実にして広汎な成長をば、ながいあいだ、さまたげたのである……。そのうち、一八七〇年になってからも、多数の労働者を直接やっていたのは大資本家ではなくて、みずから雇用人であると同時に自分でも少数の労働者の雇用主である中間的な下請業者であった。事実、一九世紀のなかほどの熟練労働者というのは、ある程度まで、下請業者でありがちであって、かれらの心理状態やも

の考え方からいっても、この身分の痕跡が残っていた。…製鉄炉では、鋳鉄炉の生産高のトン数にしがたがって、資本家から賃金を受けとり、炉の装填や、鑄造の管理のために多くの男子、婦人、少年、馬をやとっていた請負人や下請人がいた(モーリス・ドップ、前掲書、六九—七〇頁)。製鉄労働者の組織化を阻止した大きな要因として、工場制工業の段階においてさえ根強く残存した下請制度のもつ重要な意味を考えなければならぬ。

(5) 鉄道建設が、投資と重工業にたいしてもつ重要性について、やはりドップはつぎのように指摘する。「われわれが一九世紀中葉のこの二〇年間を、『鉄道時代』と銘うつときですら、鉄道建設がこの期の経済発展に力めた独自の戦略的な重要性をば、じゅうぶんに評価しえないことがよくあるのである。鉄道というものは、おびただしく資本を吸収するという、資本主義にとってははかり知れない有利性をもっている。この点にかけては、鉄道にまさるものはただ近代戦の軍備だけであり、近代の都市建築も、これに比肩することはむづかしいものである」(ドップ、前掲書、一一五頁)。

(6) Carr and Taplin, *ibid.*, pp. 62-63.

(7) 「シェフィールドの暴行」(The Sheffield Outrages)と知られる事件は、シェフィールド刃物業における非組合員に対する久しい間の一連の暴力沙汰が頂点に達したものであり、「ねずみのいたすら」すなわち組合とよい関係にない労働者の車輪帯(Wheel-band)やその他の道具をもつていくというやうなやり方は、多数の小工場が激しく競争しているような工業部門では、身勝手に行われる規律の方法として、長い間用いられてきた行為であった。だが、これがすべてでは決してない。何年かの間、折にふれての暴力行為が生じ、それは一八六六年一〇月、ある労働者の家が爆破されたさいに頂点に達した。全国の新聞はただちにこの犯行を、シェフィールドの特殊な地方的状況によるものでなく、むしろ労働組合という社会的運動一般によるものだと、いつて攻撃した(Henry Pelling, *A History of British Trade Unionism*, 1965, p. 58. 大前朔郎訳「イギリス労働組合運動史」[一九六五年、東洋経済新報社]、六七—六八頁参照。但し、必ずしも訳文によらない。なおこの問題にかんしては、Webb, *History*, p. 259. またこの問題の重要性を、たんにこの事件が、労働運動の弾圧に利用されたという点のみ見出すのではなく、一世紀以上に及ぶシェフィールドの小規模な産業部門の労働組合における古い職業上の慣習の墨守、法制上の徒弟制度の廃止にもかかわらず、実質的にはその頑固な残存、その上での労働組合員の力が、しばしば親方の団体にたいして優越した地位にあったという事実、そこから、大企業の労働者とは異なった意識がおのずから生まれたという事実注目しなければならぬ。(G.I.H. Lloyd, *The Cutlery Trades, An Historical Essay in the Economics of Small-scale Production*, 1913, London, pp. 268-270.)

以上の考察から、われわれはつぎのような推察を行うことができる。すなわち、鉄工業の地域性の差からもくると思われるのであるが、鉄鋼を主とする縦断的統合の支配する大企業と、それを原料として完成品の生産を主とする中小企業との間

の規模別・職業別賃金格差の存在、従って労働条件の面でのいちじるしい企業間格差の問題がある。つぎに、労働市場および製品販売市場における大企業の圧倒的優越とその支配の確立、その結果としてもつとも階級意識の尖鋭な重工業労働者の独占的大企業への定着化現象と企業内封じ込め政策の強化、このような現象が、独占形成期に至って次第にあらわれざるをえないのは法則的な事実といわなければならないが、しかしそれはいかんして実証されるのであろうか。われわれは、そのためのもつとも恰好な基盤を、シェフィールドにおいて認めることができる。何故ならば、シェフィールドこそ、刃物業を中心とする軽工業と鉄鋼業を主とする重工業とのいちじるしい対比が、まさに独占形成期と呼ばれる一八七三年恐慌以後にみられるようになり、両者の対照が、実に鮮やかな形をとってあらわれたからである。そこでまず、シェフィールドにおける軽工業の労働者の組織について考察するならば、一八五一年から九三年までの時期において、労働組合の性格は、基本的な変化を示さず、少数の一地域に局限された組合員と、地方的なクラブの強さをもつ小規模なものとしてとどまっていた。それは高度の組合員の加入率を保持しつつも、財政的な基盤は不安定であり、その管理もまた拙劣であった。一八六七—七一年に至って、全国的な労働組合運動と密接に接触するに至ったとき、労働市場の統轄の必要上、入職制度の強化、大規模な共同手当制度の維持、機械化にたいする反対と職業上の不正手段の排除、クローズド・ショップ制の採用などの必要が感じられたにもかかわらず、一八九〇年代の初頭まで、組合は変化しつつある諸条件に有効に対処しえず、たとえば、四〇の組合を調査した結果によれば、三二の組合が、徒弟を組合員の息子にのみ限定し、二組合、すなわちテーブル・ナイフの鍛冶工ややすりの目たて師の組合のみが、七年以内の徒弟期間を許容するという点をも明らかである。多くの職種は、そのような徒弟制度の強化が、現実にはあまり役立たず、むしろ不熟練労働者の増大しつつあるなかで、その規則が形式的に維持されているところに問題があった。しかし婦人労働者が導入され、シェフィールドの軽工業に従事する婦人労働者六、三〇〇人のうち、約四〇パーセントに及ぶ二、〇八九人が銀製品およびこれに関連する製造業に働いていたということは、不熟

練労働者の増加を物語るものであった。⁽⁴⁾ 婦人労働力の導入は、すでに一八六〇年代にはじまっており、家具製造、ハンドル製造、スプリング・ナイフの柄の製作、鋸の目立てやすりの製作など、一般に手のこんだ細かい仕事において早くからみられ、すべての出来高払いであったし、包装、給油などをはじめ多くの倉庫内の仕事は、きわめて低い賃率で請負われていた。その場合、工場法は、大企業においては比較的容易に適用されたのに反し、社外工や家内労働者のような小企業の労働者にたいしては、しばしば死文にとどまっていた。このような労働力構成の変化が、賃金水準に大きな影響を与え、労働組合の政策にもかなりの変化をおよぼすとともに、他方、従来の伝統を破る粗悪品の製造およびこれに伴うところの商品の不正標示の問題がおこらざるをえなかったのである。

(1) この点にかんして、徳永重良「イギリス賃労史の研究——帝國主義段階における労働問題の展開」、法政大学出版局、一九六七年、「第二章 帝國主義段階の労資関係」において、興味ある示唆を見出すことができる。

(2) Sidney Pollard, *A History of Labour in Sheffield*, 1959, Liverpool, pp. 134-135.

(3) *Ibid.*, p. 135.

(4) *Ibid.*, p. 139.

労働組合はすでに商品の不正標示にたいして強い関心を示し、シェフィールド商品の海外における評価を損うような行為にたいし、指導的な雇主と協力してその防止に全力をつくし、その結果は、一八八七年の商標登録法 (*Merchandise Marks Act*) となつてあらわれたのであるが、それ自体、独占資本主義の矛盾を象徴するものであり、熟練労働力と不熟練労働力との対立を背景とする大企業と中小企業との矛盾相剋を胚胎せしめたところの現象にほかならなかつた。組合はこの運動とならんで、職能別組合の基礎を揺るがすところの機械化にたいする反対運動を行ったのであつて、とくに労働組合にとって重要なのはベッセマー製鋼法のもたらした結果であつた。イギリス鉄鋼業は、錬鉄生産の長い歴史の上に発展してきたのであるが、一八五六年ヘンリー・ベッセマー (*Henry Bessemer*) の発明した転炉製鋼法によって変革され⁽¹⁾、これによって鋼の大量生

産が可能となつた。錬鉄は不均質で圧力に弱かつたのにたいし、二〇分ないし四〇分間で、銑鉄から鋼鉄への転化を可能にしたベッセマー法は、まことに画期的といふべきであつた。⁽²⁾ そのため、軌条、ボイラー板、その他、圧力に耐える必要がある製品は、次第に錬鉄に代つて鋼が用いられるに至つた。ベッセマー転炉製鋼法の普及は、機械工業のいちじるしい発展を促し、例えば精密計器と精密機械の大規模な実用化をはじめ、可能ならしめたのであるが、しかしそのことは同時に、錬鉄を材料とし、手工業を基礎とし、少量生産を特徴とする従来までの軽工業に重大な脅威となつたことはいふまでもない。そこでシェフィールドの労働組合評議会は、ベッセマー鋼、銑鉄および銑鉄を、刃物、やすりなどの製造に使用することに反対する強力な運動を展開せざるをえなかつた。だが、そのような反対運動が、およそ有利な結果をおさめ得ないことは当然であつて、一方において機械化の進展と、これにもなう賃金の切り下げがおしすすめられ、各クラフト・ユニオンはこれにたいして闘わざるをえない立場におこまれた。一八六六年、賃金についての労資の不一致から発生した大争議は、やすり鍛冶工 (*Filemiths*)、研磨工 (*File grinder*) を中心とする一斉ストライキと四、〇〇〇人の婦人および成人労働者をまきこむ全部門のロック・アウトとなつたが、この背後には、機械の導入をめぐる労資の対立があつた。結局一六週間にわたるストライキの結果、組合は破れ、ついに熟練労働者については、機械作業につくことを条件として妥結したのであつた。⁽³⁾ スプリング・ナイフ、テーブル・ナイフ部門、剃刀製造部門、鋸鍛冶工、草刈り鎌、銀器製造業などの諸部門においては、機械化に抵抗しつつ、これに対応し⁽⁴⁾、そのなかで新しく組織を再編成し、やがてそれらは、一八六六年七月、シェフィールドにおける全国労働組合連合 (*United Kingdom Alliance of Organized Trades*) の成立となり、⁽⁵⁾ のちに T・U・C の事実上の先駆者となつたのである。

いま、シェフィールドの軽工業における労資関係の特徴を要約するならば、大体、つぎのよういふことができるであらう。自由競争段階を前提とすれば、第一に、主要産業である刃物工業を中心として、小規模企業が圧倒的な割合をしめていたこと、そしてそのような状態のもとで、技術水準は一般に低く、一八五〇年前後においては、蒸気力よりは水力が動力と

しての主要な源泉をなしており、これに照応して、労資関係はきわめて複雑な様相を呈したことが窺われる。

(A) 大製造業者——といっても数人の雇用労働者の規模にすぎないが——に直接雇用されている労働者、これはいわば近代的な工場労働者であり、常用工としてのプロレタリアートであった。

(B) しかしこの近代的プロレタリアートの数は比較的少なく、大部分は「賃貸職人」(“tenants”)と呼ばれる労働者であり、労働力の基幹部分をなし、雇主との関係において、すなわち自立度に応じて、さまざまな類型が存在したと思われる。彼らと並んで、仕事場と動力とを賃借りし、もっぱら自分自身の材料を使って外部の人々の要求に応じて働いた独立小生産者としての形をつよくもっている場合も少なかったのである。

(C) つぎに社外工 (out-worker) というものの存在が注目される。これは製造業者が経営する大工場のほかに、所有者が、週賃賃料をとって、その賃貸職人 (artisan tenants) にたいし、仕事場と動力とを供給したもので、輪器作業場および小さい仕事場で働くところの労働者であった。彼らは必ずしもひとりの親方に緊縛されていたのではなく、同時に数人の親方の仕事をひきうけていた。企業心の旺盛な社外工は、みずから原料もしくは半製品を買い入れ、それを完成品に仕上げ、製造業者に売ることができた。さらに重要なことは、彼はいくつかの水槽、仕事台あるいは炉などを賃りることによって、数人の徒弟をはじめ、熟練労働者をも雇うことができたのである。彼らはしばしば親方になるための第一段階にいたわけであり、そのために自分が雇用する人々の使用する道具を購入するために若干の資本を必要とすることがあった。

- (1) 入江節次郎「独占資本イギリスへの道」五八頁。
- (2) 市川広勝「鉄鋼」(岩波新書) 一二頁。
- (3) Pollard, *ibid.*, p. 140.
- (4) *Ibid.*, pp. 142-145.
- (5) T. U. C. の発展の歴史については、B. C. Roberts, *The Trades Union Congress, 1868-1921*, 1958, London が興味深い。なお、T. U.

C. の歴史について物語的にまとめたものとしては、T. U. C. 発行の *Seventy Years of Trade Unionism, 1868-1938*, 1938, London があるが、最近この最新版ともいえる *The History of the T. U. C. 1868-1968, A Pictorial Survey of a Social Revolution Illustrated with Contemporary Prints, Documents and Photographs, 1968* は興味深く必読の文献である。

これを要するにシェフィールドにおいては、賃労働者から製造業者への上昇の可能性は少いとしても残されており、それがシェフィールドにおける資本・賃労働関係の特徴をなしていたということができる。シェフィールドの軽工業における労働者は、かなり複雑な構成を示したのであって、たとえば、いわゆる半農半工的な労働者も一九世紀中頃にはかなり存在した⁽¹⁾ことから推察しうるであろう。以上のような労資関係のもとでの労働者組織は、単一の地方的な同業仲間には限り限定され、お互いに親しく接触している者から成り、労働組合としての一般的な産業的機能のみならず、多くの社会的ならびに政治的な機能を行うことができ、組合がその産業全体の統制にかんして広く参加することを要求するというように、労働組合は熟練度の高い労働者の同職組織として発展したものであった⁽²⁾。その職種は普通、製品の種類によって区別されたのである⁽³⁾。たとえば等しく研磨工 (グラインダー) といっても、ヤスリ、飛出しナイフ、テーブル・ナイフ、剃刀、鋏、鋸、鋼製フォークなど、その製品の異なるごとに別個に組合を形づくるといふ細分状態であり、それらがときとして連合体をつくることもあったが、長く存在しつづけることはきわめて稀であった。しかしこのようなギルドと労働組合との「混合物⁽³⁾」としてのシェフィールドの初期労働組合も、一八七三年恐慌を契機とする独占の形成段階に至って、当然大きな変化を蒙らざるをえなくなった。

一般に、独占形成が進展するに伴って、大企業にたいする中小企業の被支配・従属の関係の深化、下請化の発展、とくに重工業部門の優越と軽工業部門の後退という現象が支配的となる点は、一般に指摘されるところであるが、シェフィールドにおける軽工業の場合も例外ではなく、雇用関係にもいちじるしい変化がみられた。もちろん一九世紀後半になっても、シェフィールドにおいては大企業はやはり例外的な存在であり、ここでは大企業にたいする中小企業の従属的な下請企業という

形で、依然として古い形の雇用関係が存続した⁽⁴⁾といえ、次第に新しい変化がみられるに至った。それについてはすでに指摘したところであるが、要するに七〇年代にはじまる不況と技術革新の波は、ギルド的・伝統的な手工業的生産の上に立つ労資関係にも大きな影響を与えはじめ、不況の長期化とともに、労働組合の伝統的な雇用政策における欠陥が、次第に意識されるようになった。いわゆるチーム・マスターが、多数の半熟練労働者をもって、労働市場を充満せしめた結果として、組合の労働力対策は次第にその意味を失いはじめ、徒弟制度の衰退とともに銀関連職種以外の労働者は、その職業的利益の防衛手段として、工場法に依存せざるをえなかったのである。

- (1) Pollard, *Ibid.*, pp. 28-39.
 (2) *Ibid.*, p. 65.
 (3) *Ibid.*, p. 67.
 (4) ロイドは、つぎのように指摘している。「工場調査官の報告によれば、一九世紀末における一五、九七〇人の一〇歳以上の刃物工業労働者は、二、七三二の事業所で働いており、平均すると五人の男子と一人の女子労働者が一事業所で働いていたことになる」といわれている (Lloyd, *Ibid.*, p. 182)。この産業では、一九世紀末に至るまで、小親方層の存在がその生産組織における特徴を成していたが、小親方層といってもその性格はさまざまであり、みずから問屋制的機能を営む資本家的地位のものから、事実上、賃労働者の地位にあるものまでを含んでいた。前者は、小規模の間屋として、下請労働者を利用して生産を行なう小親方であり、彼らはみずからは仕事をせず原料を買ってそれを下請仕事に出し、大企業がおよばないような低い価格で地方都市にその製品を売りさばいた。このような問屋的機能をもつ小親方にたいして、生産者としての性格を強くもち、自分自身も、二人から六人ぐらいの労働者と一緒に働く小親方があって、彼らは仕事場として建物の部屋を賃借りし、大企業や仲介商人の下請仕事をしてきた。ここで問題なのは、後者すなわち事実上の賃労働的な地位にある小親方層で、彼らは、一方において問屋の強い圧迫をうけると同時に諸費用を製品価格からさしひかねばならず、従って異常な低賃金で労働者を雇用し、そのようなチーム・ワークのマスターとして大企業の下請仕事をもひきうけなければならなかった。そしてこのような生産組織は、一九世紀末までも残存しつづけた。この問題の研究については、刃物業の場合は、前記のロイドの研究が先駆的であるが、わが国では、外池正治「英国産業化過程と小工業」(一橋大学、「経済学研究」3) および同氏「中小企業問題の国際的研究——イギリス産業高度化過程における小工業・家内工業の研究」(「経済成長と小企業」[日本経済の現状と課題、第3集]一九六六年、春秋社)が有益である。なお、中小工業問題の理論としてこの問題を把握しようとした先駆的な業績として、北原勇「資本の集積・集中と分裂・分散」(三田学会雑誌第五〇巻第七号)、および伊東岱吉「日本小企業問題の国際比較」

(三田学会雑誌、第五二巻第四号)、同「中小企業論」(日本評論社、一九五七年)、同「国際的にみた日本中小企業問題の特質」(「経済評論、第八巻第十号」)。なお独占形成期における労働問題としてとりあげたものとしては、高橋克嘉「一九世紀末イギリス賃労働の構造変動への一接近」(二橋論叢、第四三巻第二号)が示唆的である。

以上のような軽工業の状態に関連して、独占形成期における重工業の状態について簡単な考察を試みることにしよう。鉄鋼業の中心地としてのシェフィールドは、他の中心地とは異なる特色をもち、他の地域が、普通の鉄に代るところの大量の鋼生産であったのたいし、シェフィールド鋼は、それを是非とも必要とするところの特殊な用途もしくは高性能の鉄に代るものとしての特殊鋼の生産が主要な形態をなしていた。⁽¹⁾その結果として、シェフィールドにおいては、軌条、鉄製のた、船舶用鋼板などの生産は、長い間盛んにならなかつたが、他方、特殊な質の鋼材料もしくは特殊鋼は、五〇ポンドの坩堝が、五〇トンの熔鉱炉に代ったときでさえつくられつづけたのである。このように、シェフィールドは、その特殊鋼の生産地としての優越した地位によって、地理上の不利を克服することができたのである。しかしのちに普通鋼の生産も盛んとなり、大企業が進出しはじめ、一八五八年から九年にかけては、ベッセマーがシェフィールドにその工場を建てたのをはじめ、一八六〇年には、ジョン・ブラウン会社 (John Brown & Co.) が四基の大転炉を据えつけ、これによって、シェフィールドが蒙っていた不利益はなくなり、ベッセマー鋼は、大量にその用途に供せられるに至った。シーメンズの復熱式熔鉱炉も、早くからシェフィールドの坩堝式熔鉱法に適用され、シーメンズ・マーティン式平炉をとりつけるチャールズ・キャムメル (Charles Cammell)、ジョン・ブラウン (John Brown)、トーマス・フアース (Thomas Firth) の諸企業が存在しており、一八五〇年代のシェフィールドではまだ送風式熔鉱炉 (衝風炉) は実用化しなかつたが、その後一八五七―八八年に、鍊鉄炉が、ジョン・ブラウンにおいて、さらにその後キャンメルに据えつけられたのであった。このようにして新式製鋼技術を導入する大企業が次第にシェフィールドに進出するとともに、軌条生産のような初期の生産物は、英国内の鉄道の軌条がほとんど整備された段階で、その市場を海外に依存しなければならぬ条件のなかで、海岸から離れているという地理的もしくは輸送上の不

利のために次第に衰え、これに代って、五〇年代から六〇年代にかけて装甲鉄板が、たとえばローザラム (Rotherham)、ジョン・ブラウン、キャムメルによって製造され、最初は鉄板であったがのちに堅牢な鋼板が用いられるに至った⁽²⁾。とくにウィッカーズ社 (Wickers) は、一八八八年装甲板の製造にのり出し、折から起りつつあった艦隊設計画によって、製鋼業は飛躍的な発展をとげたのである。

シェフィールドは、錬鉄を材料とするさまざまな軽工業と重工業としての鉄鋼業とならんで、当然にまた巨大な機械工業の中心ともなった。ヨークシア・エンジン会社 (Yorkshire Engine Co.)、デーヴィ・ブラザーズ (Davy Brothers)、ハッドフィールド (Hadfield)、エドガー・アレン (Edgar Allen)、クレイヴン・ブラザーズ (Craven Brothers)、W・S・レイコック (Laycock) などの諸大企業が、たとえば起重機、市街電車建造、鉄道車輛の製造などに進出した。そればかりではない、独占資本主義の帝国主義の発展は、軍需予算の増大、従って軍備の増大をもたらし、重工業は軍需産業と密接な関連をもつに至った。兵器の製造は、すでに一八五二年にファース社によってはじめてとりあげられ、一八六五年に新しい鉄砲工場が完成し、これにつづいてジョン・ブラウン、キャムメルの諸工場の建設が相つぐとともに、一八八八年には、ウィッカーズでは、鉄砲、砲塔および軍艦の建造がはじめられ、弾丸および砲弾の製造が、ファースやハッドフィールドの諸工場によって大規模にはじめられたことが特徴的である。重工業の発展が、一般に軍需産業と結びつくことによって鉄鋼業は大規模化し、資本および労働量においても巨大なものとなり、一方において歴大な利潤の一部が必要な資本として蓄積されることによって、一九世紀末にはすでに、巨大工場は有限責任にもとづく株式公開にふみきり、資本調達がはるかに容易になったのであって、他方においてそれを、軽工業から決定的に区別することとなったのである。資本の集積・集中の結果は、当然に労働力の面でも、集中・集積をもたらさずにはおかない。それは歴大な労働者の管理、すなわち労働管理の問題をひきおこさずにはおかない。一八五六年、二〇〇人の労働者を雇用していたジョン・ブラウン社は、一八六三年には二、五〇〇人、一八七二年に

は五、〇〇〇人の労働者を雇用していたし、ファース社は、一八四二年にわずか二〇人から三〇人の小企業であったにもかかわらず、一八九〇年には、二、〇〇〇人を擁する大企業となった。その他、キャムメルやハッドフィールドにしても、二、〇〇〇人もしくは四、〇〇〇人の従業員を雇用する大企業に成長し、いわゆる労働管理が重要な問題となるに至った⁽³⁾。いうまでもなく、一九世紀中頃から七〇年代にかけては、シェフィールドの労働者は、下請 (sub-contract) と団体作業 (team work) によって管理されたのであるが、一九世紀末になると、直接的な労務統轄の新しい技術が導入され、管理層の増大、部門別の会計の普及などが、最大の企業についても、中央集権的管理を許容するに至った。このようにして、大企業の労働者対策、その労務管理政策は、労働組合の雇用政策と矛盾し、とくに合同機械工組合が強力な労働市場の統轄を確立しつつあった段階において、両者ははげしく矛盾し、賃金問題をめぐって対立した。とくにシェフィールドにおいては、大多数の鋳型工 (moulders)、仕上げ工 (fitters)、平削盤および木型製作工 (planers and pattern makers) の賃金は、労働組合のきめた標準賃率よりも一〇%も少い額で支払われており、これを補完するものとして、超過労働時間および賃請負仕事⁽⁴⁾が利用されており、これにたいしASEははげしく反対した。このようにして、労働組合運動は、一方においてさまざまな日常耐久財を生産する軽工業労働者の運動、そしてさらにASEに典型的にみられるところの機械工の運動が、さまざまな複雑な利害関係を絡ませながら発展するのである。すなわち、賃金および労働時間の面での格差が、ひとつには、労働市場の掌握の強弱からくる交渉力の差異の結果としてあらわれ、いまひとつは、重工業と軽工業との矛盾・対立の関係からくるものとして、まさしく独占形成期労働運動の特徴をなすものとしてあらわれる。そこで以下にそれが、どのようにして展開したかを具体的にみることにしよう。

(1) Pollard, *ibid.*, p. 159.

(2) *Ibid.*, p. 161.

(c) Ibid., p. 162.

(*) Webb, Industrial Democracy, 1920, London, p. 291.

三

鉄鋼労働者階級の運動の独占形成期における特徴につき、われわれは、その組織の脆弱性というものに気がつく。本来、近代的労働者階級の典型であり、階級意識がもっとも尖鋭であるところの労働者の組合としての製鉄工組合 (Ironworkers Union) が、大恐慌の年、一八七三年に、三五、〇〇〇人の組合員を擁していたにもかかわらず、五年後の一八七八年に五、〇〇〇人足らずに減少してしまつた⁽¹⁾という事実は、一体何を物語るものであろうか。そこには、いろいろな原因が考えられるであろう。例えば、有能な指導者ジョン・ケインの一八七六年における死というような偶然的事実も無視しえないとしても、それが決定的なものであるという事実はいえないような気がする。何といつてもこの時期が独占形成期であり、労働組合の支配の強化に対抗して独占資本の組合対策が一層強力におしすすめられ、労務管理政策の強化と相まって、独占企業の側からする労働組合分断政策、労働者の企業内封じ込め政策が、産業別組合の支配を阻んだという視点から考察できるように思う。もちろん鉄工といつてもその職種はさまざままで運動の中心をなすものは炉前工であり、合同鉄工組合のなかでも、もっとも戦闘的な部分を構成した。しかしながら炉前工は、労働条件がきびしく、大体において週八四時間労働で二交代制、しかも終末には二四時間という苛酷な労働を酷熱のなかで課せられながら、賃金は低かつたため、鉄工のなかでも比較的恵まれていた鍊鉄工とは相いれず、全国的な合同の組織として統一されるには、いろいろな問題が存在した。そのため、鉄工組合の衰亡とともに、それらの組織は地方的なものとして発展し、とくに炉前工の組織としては、一八九八年クリーヴランド炉前工組合 (Cleveland Association of Blastfurnacemen) が結成され、これに対抗するものとしてのクリーヴランド鉄工

親方組合 (Cleveland Ironmasters' Association) との間に、スライディング・スケールの協約が結ばれ、⁽³⁾ 労資関係は一応の安定を保つことができたのであった。カンバーランドの雇主の賃金切り下げ政策に反対して闘うため、カンバーランド炉前工組合は、クリーヴランドの同志とともに炉前工の全国組合を結成するに至つた。かくして、一八九〇年までに、五地方に炉前工の組合が結成され、一八九二年には、クリーヴランド、ダーラム、カンバーランド、ランカシア、ノッティンガムシア、ダービシア、ノース・スタフォードシア、シュロップシア、リンカンシアおよびスコットランドをも含めて、約八、〇〇〇名の会員を獲得したといわれる。一般にスコットランドにおいては雇主の圧迫は、度重なる組合無視の態度となつてあらわれ、炉前工の組合は、しばしば団体交渉を拒否され、全国炉前工組合はスコットランド支部の闘争を支援したのであったが、失敗に終り、労働条件はきわめて劣悪なままの状態におかれた。⁽⁴⁾

(一) Carr and Taplin, *ibid.*, p. 136.

1900 =100とする。	生計費	軽工業		重工業		フィード シール工業	
		名目 収入	実質 収入	名目 収入	実質 収入	名目 収入	実質 収入
1880	112.3	83	74	79	70	82	73
1881	110.8	86	78	87	79	86	78
1882	111.3	92	83	93	84	93	84
1883	109.2	92	84	92	84	92	84
1884	107.2	81	76	85	79	82	76
1885	103.6	77	74	76	73	77	74
1886	100.5	76	76	68	68	73	73
1887	98.5	79	80	74	75	77	78
1888	98.5	83	84	77	78	80	81
1889	100.5	91	91	86	86	90	89
1890	100.5	93	93	90	90	92	91
1891	101.5	96	95	83	82	91	90
1892	101.5	88	88	72	71	82	81
1893	99.0	84	85	68	69	78	79
1894	97.4	86	88	73	75	81	83
1895	95.4	89	93	79	83	85	89
1896	94.9	98	103	86	91	93	98
1897	96.9	103	106	90	93	98	101

独占形成期における労資関係と労働組合運動 (その一)

(2) 前掲の表を参照せよ。(Pollard, *ibid.*, pp. 339-340.)

この表をみると、独占形成期といわれる一八八〇年以後、重工業の実質賃金も不安定で、必ずしも上昇傾向を辿らず、軽工業に比べて一般に低いのみならず、好景気のときでさえ生計費に及ばないことも注目をひく。

(3) Carr and Taplin, *ibid.*, p. 136.

(4) 「炉前工組合は、スコットランド支部を結成した。しかしながらそれは、残業手当および長い週末の交替にたいする五〇パーセントの割増を要求して、二三週間にわたるストライキを行なったが失敗した。所有者たちは仲裁を拒否し、グラスゴウ労働組合評議会は、組合代表に彼らを合わせようとしたが失敗した。ストライキによって、スコットランドの六つの熔鉱炉の火が消え、全国炉前工組合は、一二、五〇〇ポンドの資金を組合に消費させる結果となった。資金は涸渇し、労働者たちは、トン当り賃金率二〇パーセントの切り下げという雇主の条件を受けなければならなかった。その後、組合は、スコットランドに足場をえようと企てたのであるが、不成功に終り、労働諸条件は、長年の間、きわめて劣悪のままにとどまった。労働時間は、とくに週末において、他のいかなる地域よりも長かったのであって、労働者のなかには、交替時、二六時間も働かなければならなかった……」(Carr and Taplin, *ibid.*, p. 137.)

北部イングランドにおいても、資本の攻勢が強まり、これにたいして組合の闘争力が弱化した一八七六年から一八八六年の一〇年間に、残存していた北部イングランド調停委員会(North of England Conciliation Board)が、労働運動に微妙な影を投じつつあった。これはすでに述べたように、一八六〇年代からのものであり、一八七五年のダービー・スケールの廃棄以後、一八七九年の終末までに、賃金率のそれぞれの変化が一八七九年の終りまでに仲裁によって定められたものであった。⁽¹⁾かくして一八八〇年以後、労資の連合委員会は、その機構も強化され、「調停および仲裁委員会」とその名称が変更されたことからも明らかのように、⁽²⁾鉄工の運動はこれによって大きな制約をうけたことが明らかである。たとえば、「サウス・スタフ・オードシア工場および鉄工場賃金委員会」(South Staffordshire Mill and Forge Wages Board)がその代表的なものであり、チェンバレンの政策のもとで、新しいスライディング・スケールが一八八〇—八二年の間、適用されたのであった。この委員会の決定は、たんにブラック・カントリー一帯を覆ったのみならず、その近隣の地方にまで影響を及ぼし、一八八六年にはそれは、ミッドランド鉄鋼賃金委員会(Midland Iron and Steel Wages Board)として再編成されたのであった。⁽³⁾この委員会を

実際に構成した労資のメンバーとしては、サウス・スタフ・オードシア、イースト・ウースタシアの諸企業に大体において限定されていたとはいえ、その影響力はきわめて大きく、それらの諸地域のほかに、シュロップシア、ランカシア、ダービニアそしてサウスおよびウェスト・ヨークシアを含むパーミンガム一帯の地域の鉄鋼業の賃金を決定したのはきわめて重要である。すでにみたように、他の産業においても何程かの発展をみたものの、鉄鋼業においては、労働組合の賃金政策にとって代るほどの力を、調停委員会ないし賃金委員会の決定がもちえたという事実は、きわめて印象的である。われわれはここで、鉄鋼業がイギリス重工業においてしめる地位の重要性、とくに輸出産業としては、かつてきわめて大きな力をもっていたにもかかわらず、一八七三年恐慌以後、イギリス資本主義の独占の崩壊によって、その勢力を失わなければならなかった歴史的な背景、⁽⁴⁾とりわけドイツおよびアメリカ合衆国の新興産業としての鉄鋼業のおそるべき競争力に注目しなければならぬ。そのために、一般に、鉄鋼生産を基礎とするところの輸出用耐久財の価格に、至大な影響力をもつものとして、鉄鋼労働者の傾向は、支配階級にとってもっとも切実な関心の的となった。すなわち鉄鋼業の労資関係の帰趨は、イギリス資本主義の将来、少くともその輸出貿易の盛衰を決定的に制約するものとして認識されたのは当然であった。この場合、問題提起をしておくならば、つぎの三つの問題が、独占形成期における労働組合運動の焦点となるであろう。すなわち、国内および国外におけるはげしい競争を乗り切るための労働組合対策の強化政策の二面性、すなわち一方における労働組合の分断政策の推進と、他方、労務管理による企業内あるいは地域的封じ込め政策の導入——その結果として新組合運動の昂揚の一時期的あとでの退潮期における資本家攻勢の激化、その場合、鉄鋼業もそのひとつの支柱としての地位をしめていた。第二期に、一方において、以上のような条件のもとでの圧迫の強化とならんで、これを緩和する形での「労働貴族」としての地位の確立。つぎに、第二の問題と関連して、もっとも階級意識の尖鋭なるべき鉄鋼労働者は、独占形成期の社会的・経済的変動のなかに、先進的な役割をほとんど果たしえなかったという事実こそ重要であろう。この事実はとくに強く意識されなければ

ばならない。

- (1) Carr and Taplin, *ibid.*, p. 138.
- (2) *Ibid.*, p. 138. 「雇主は最初、組合が労働者代表を指名し、その決定は強制されるという条件で、仲裁委員会を規定する規約を修正しようと提案した。だが組合側は、非組合員についての責任をひきうけることを拒否したため、これらの提案は修正された」といわれる。
- (3) *Ibid.*, pp. 138-139.
- (4) 「イギリスの産業にとってとくに重要なのは、海外需要の急激な縮少であった。そしてこの縮少は、海外投資の減退と鉄道敷設の注文の絶との結果の一部がしめされているにすぎなかった。一八七三年をむかえる直前の数年間に、イギリスの輸出は、数量において——価値においてはなおさら——ひじょうな発展を示した。一八六七年から七三年にかけて、わが国の海外貿易は三分の一以上も増加したし、一八七三年には、輸出総額は、一八六〇年のそれよりも八〇パーセントも多かった。鉄および鋼の輸出の増加はいっそう顕著であって、一八六八年から一八七二年までのあいだだけで、六六パーセントの増加となっている。このとき、予想に反し突如として形勢が一変した。一八七六年に、イギリスの生産物の輸出は、一八七二年に比べて(価値において)二五パーセントだけへってきた。アメリカ合衆国向けの輸出だけで半減し、鉄と鋼の輸出は、トン数で三分の一、価値で四〇パーセント以上も減退した(ドップ、邦訳、前掲書一三四—一三五頁)。

一八八七年、ウィリアム・オーコット(William Aucott)を議長、エドワード・トラウ(Edward Trow)を書記として結成された英国鉄鋼労働者組合連合(Associated Iron and Steel Workers of Great Britain)は、その名の示すように、その範囲を鉄鋼業全体におし拡げようとする産業別組合への意図を示すものであったが、親方の下で雇われる賃労働者の組織として、スコットランドを中心としておこった鉄鋼製錬工組合(British Steel Smelters' Association)は、一八八八年、スコットランド、六、イングランド、八、ウェールズ、六、合計二〇支部の組合員、七五〇名を擁し、代表者会議を開いた。その結果、(一)調停および仲裁委員会の設置を要求する雇主への接近、(二)日曜労働の廃止を確保するための行動、(三)イングランド北部に「地区委員会」(「district committee」)の結成をはかること、(四)炉前工の昇進方法のよりよい規制、すなわち、二番手製錬工に昇進する前に、労働者は三番手として少くとも一年の経験を有すべきこと、そしてさらに炉をひきうけることができるためには、二番手として、少くとも二年間の経験を有すべきであるというように規則を改正すべきこと、以上四項目の決定をみたのであ

って、ここには指導者ジョン・ホッジ(John Hodge)のすぐれた判断力と指導力ならびに政治性をみることができよう。すなわち、スコットランドに基礎をおくこの組合は、雇主の専制的支配から労働者を離脱せしめ、労働組合の労働市場統轄への方向を意図したものと注目される。卓越した組織力によって、その会員を二、七〇〇名に増大させるという異常な成功にもかかわらず、組合連合は、やがて次第に請負工(1) (contractor)といわれる高賃金の熟練労働者によって支配されるに至った。ホッジの役割は、この請負制度廃止の方向を打ち出したことであり、そのために彼は、スコットランドの鉄鋼会社の支配人ジェームズ・リリー(James Riley)をしてその廃止の効用を説き、労働組合運動における一大矛盾(2)に挑戦したことであった。第一に、スライディング・スケール方式による賃金問題の処理、(一)請負制度の問題、(二)調停および仲裁機関の存在意義であり、これらをいかに解決するかが、産業別組合としての鉄鋼組合連合の課題となっていた。そしてこの困難な労資関係の問題は、まさしく鉄から鋼への生産の転換が急速な勢いで進んでいたところに重要な意義を認めることができるであろう。以下、この問題について論ずることにしよう。

スライディング・スケールにたいする労働運動の姿勢は、炭鉱労働者と鉄鋼労働者とを比較するとき、きわ立った特徴を見出すことができる。周知のように、その導入に際しては、一八六〇年代の炭鉱労働者が最初にその口火をきいたものであり、(1) やがて製鉄業にもとりいれられるに至ったのだが、一八七三年恐慌以後の炭価の騰落の過程で、組合は次第にその不利益を痛感し、やがて、その撤廃を雇主に迫る運動が展開されたのである。ところが、鉄鋼業の組合の場合は、かなり異なった経過を辿った。まず第一に、石炭の場合、スライディング・スケールは先物契約であるため、不況期にはとくに競争が激甚となり、価格をおし下げ、その結果として賃金をおし下げることとなった。ところが鉄鋼業の場合にはそれは行われず、従って製鉄業者は、炭鉱所有者よりも、より有利な売価を維持することができた。炭鉱業におけるスライディング・スケールもしくはそれとたいする炭鉱労働組合との関係については、別の機会にふれるとして、ここでは鉄鋼業におけるそれに限定す

炭鉱労働組合はもちろん、炭鉱経営者でさえも、スライディング・スケールを最善の方法と考えなかったこの時期に、鉄鋼業者がこれを固執してその変更を欲しなかった理由としては、何よりもそれが、不況期における賃金圧下のもとでも有力な武器であり、「賃金率というものは製品の売価とともに変動する」という原則を確信し、組合の指導者も敢えてこれに反対しなかったことよってしている。この理論の本質は、もちろん、一般の組合員大衆によって把握されなかったとはいえ、賃金決定にかんする地方的な調停委員会の権限にもとづいて、組合指導者は、批判的な組合員に強制することができたし、この委員会の決定に服しない労働者は解雇され、その補充は、組合と雇用者との間できめられたほどである。⁽⁵⁾ このように、スライディング・スケールの問題は、いわば労資協調の問題であり、これとの関連において調停委員会の性格にかんする問題でもあった。と同時にまた、労働組合の本質に根ざす問題でもあったのである。

本来、労働者の経済的利益の擁護者としての組合が、調停委員会において、雇主側と深い利害の共通性を感じ、スライディング・スケールの問題を通じてそのことが明らかになったのは、鉄鋼労働者の組合自体にそもそも問題があったといわなければならぬ。すなわち、それは、ほとんど請負工から成っており、この比較的高い賃金の熟練労働者は、低賃金労働者が、短期的な景気変動にたいして絶えず敏感に反応するのは逆に、その高賃金労働者⇨労働貴族としての地位の喪失をおそれるあまり、調停委員会への依存を深め、労働組合自体を一種の特権的な機関たらしめる傾向を生み出したのである。

しかしながら、このようなスライディング・スケールというものが、問題のすべてを解決するところのものではなかったことはいうまでもない。北東地域における鉄から鋼への転換は、スコットランド西部とともに、ミッドランドをも主要な鉄鋼の生産地たらしめ、鋼の生産が圧倒的となったとき、若干の工場は閉鎖され、労働者が解雇されるという合理化の進展がみられはしたものの、鉄鋼労働者にとって全く不利益というわけではなかった。組合は、鉄から鋼への生産の転換をとげた

過程でもなお、職場における主導権を握っており、合理化に対抗しうる力を蓄えていたのであるが、ただ問題は、鉄鋼労働者のなかにはその本来の組合すなわち組合連合とは異なった型の組合、すなわち鉄鋼製錬工組合からのほげしい競争にさらされたことである。ほぼ同じような体裁を有し、その起源においてもやや似た関係にあったところのこの両者の競合関係は、生産体制の差異にもとづくものとみなすことができよう。すなわち製鉄と製鋼両部門における請負工の役割の差異が強く意識されなければならない。鉄の場合も鋼の場合にも、請負工は噸単位で支払われ、前者は、各工程において指導的な役割を演ずるのは請負工であり、不熟練の日雇賃金労働者を雇っているのであって、他方、後者の場合には、請負工は、その全員が、日給で雇われる職場を指揮する労働者と、その指揮に従う労働者をもって補完し合うところの多くの熔鉱炉を通常もっているひとつの製錬所全体を主宰するのであって、鍛造および圧延工場においては、請負工は、労働者のグループを率いて、一、二ないし三工場を契約の対象としたのである。従って一般の鉄工は、請負制度の廃止に関心をもち、そのための運動を展開したのであって、その運動の先頭に立った者が、ジョン・ホッジであったことはすでに指摘したとおりである。それは、一八九〇年代の半ばには、その存立の基盤を失い、シェフィールドなど一部を除いては廃止されたのであるが、しかしそれ自体は、組合の性格をかえるものではなかった。⁽⁶⁾ すなわち、組合は依然として、労働者を規制する有力な武器であったのであり、ホッジはむしろ雇主と協力して資本と労働の調和をはかったのはその限界を示すものであった。

一般に、争議が起ると、それが小規模な争議であった場合、まず工場レベルでの合同委員会で解決されるのが一般的であった。時としてホッジが組合代表とともに出席することはあったとしても、工場レベルでの争議解決への途が開かれたということは、逆にいえば、独占的大企業において、労働者が企業内に封じ込められつつあった傾向を物語っているといえないだろうか。そうである限り、産業別組合の力は次第に弱められ、逆に資本の攻勢が強化されるのであって、一八九五年、大抵の企業が、一八七四年の賃率表で賃金を支払っており、企業によっては二五パーセントの賃下げを行ったといわれる。

組合が、その賃率表を要求して、ゼネラル・ストライキを行ったにもかかわらず、失敗に終わったほど^(?)経営者が強力であったという事実は、この産業のイギリス独占資本主義の危機的状況の深刻さを物語るものとして記憶されなければならない。つぎに鉄鋼労働者の運動の困難を示すものとして、労働時間の問題があげられなければならない。

全国炉前工組合 (National Association of Blastfurnacemen) は、一八八二年までに、クリーヴランド、ダーラム、カムバールランド、ノース・ランカシア、ノッティンガムシア、ダービシア、ノース・スタフォードシア、シェロップシア、リンカンシアおよびスコットランドをふくめて七、〇〇〇人の会員を擁し、その最大の関心事は、労働時間の短縮であつて、一般に、日中一時間、隔週の夜間労働では、一三時間が普通であつた。しかし一八九七年、クリーヴランドの若干の会社が、八時間労働制を譲歩するに至つて、その協約は全地域に拡大適用されるに至つた。これは当時おこりつあつた新組合運動の発展のなかで、賃金問題などに比較するならば、かなり闘い易い問題といふべきであつた。

独占形成期の鉄鋼業の労働組合運動を通じていふことは、資本の側に主導権を奪われ、組合はその指導者を媒介として、調停制度をおしすすめ、逆に資本の側の労働力統轄の下請機関と化す危険性があつたことである。それを可能にしたところの主体的条件は、鉄鋼業労働者間の職种的な利害の対立が、考えられる最大の理由であるが、いまひとつは新技術の導入という新しい状況の進展のなかで、各企業間の競争がはげしく、とくに鉄から鋼への転換の過程で、労働者が根強い企業帰属意識を植えつけられたという客観的条件が無視されてはならない。しかしそれだけでは十分ではない。請負制度を中核とした労働者階級内部の矛盾の問題こそもっとも重要であつて、資本の側の労務管理は、この間隙を縫つて強力におしすすめられたのである。その結果、鉄鋼業の労働組合の労働市場統轄は、きわめて不十分なものにならざるをえなかつたのは偶然ではない。階級意識のもっとも尖鋭なるべき近代プロレタリアートが、独占資本主義形成期において妥協的であり、労働貴族的な存在と化し易い例として、われわれは鉄鋼業労働者をあげなければならない。しかし逆にこの時期に、労働市場の

完全な掌握のもとに特権的な地位を築きあげ、チープ・レーバーに喘ぐ諸工業の労働者とは対照的に、強力な運動を展開したものとして、合同機械工組合があつた。独占形成期における鉄鋼業労働者の運動は、その意味でまことに特異なものといふことができるであらう。

- (一) Carr and Taplin, p. 140.
- (二) この請負制度というものは、イギリスのあらゆる産業に根強い地位を占めているものであり、綿工業をはじめさまざまな製造業にみられるばかりでなく、とりわけ炭鉱業においては、典型的な形をとつて存在していた。
- (三) H. A. Clegg, Alan Fox and A. F. Thompson, A History of British Trade Unions since 1889, Vol. 1, 1889-1910, Oxford, p. 202.
- (四) これについては、ヘンリー・マリンズ、前掲、邦訳書八三頁を参照。
- (五) Clegg, Fox and Thompson, *ibid.*, p. 204.
- (六) *Ibid.*, p. 206.
- (七) Carr and Taplin, *ibid.*, p. 144.